

## 審査基準及び標準処理期間個表

担当課 都市計画課

法令等の名称	処分の事項	設定年月日
流通業務市街地の整備に関する法律	流通業務地区における施設の建設等に係る許可	平成27年4月1日
<p>1 根拠条文  (流通業務地区内の規制)</p> <p>第5条 何人も、流通業務地区においては、次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設を建設してはならず、また、施設を改築し、又はその用途を変更して次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設としてはならない。ただし、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。次条第1項及び第2項において「都道府県知事等」という。）が流通業務地区の機能を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設</p> <p>(2) 卸売市場</p> <p>(3) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽（政令で定める危険物の保管の用に供するもので、政令で定めるものを除く。）又は貯木場</p> <p>(4) 上屋又は荷さばき場</p> <p>(5) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗</p> <p>(6) 前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所</p> <p>(7) 金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割りその他物資の流通の過程における簡易な加工の事業で政令で定めるものの用に供する工場</p> <p>(8) 製氷又は冷凍の事業の用に供する工場</p> <p>(9) 前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫</p> <p>(10) 自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、流通業務地区の機能を害するおそれがない施設で政令で定めるもの</p> <p>2 適用の除外</p> <p>この審査基準を設定する日（以下「基準日」という。）において、現に第5条第1項ただし書の規定による許可を受けた施設又は当該許可を受けて建設、改築若しくは用途変更の工事中の施設であつて、3の審査基準第2号の基準に適合しない、又は適合しない部分を有するもの（以下「既存不適格施設」という。）については、3の審査基準第2号の基準を適用しない。</p>		

### 3 審査基準

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項ただし書の規定による大分流通業務地区における施設の建設、改築又は用途の変更に係る許可の審査基準については、次に定めるとおりとする。

- (1) この審査基準の対象となる区域は、別紙に定めるとおり、A地区、B地区及びC地区の3区域とする。
- (2) 許可の対象となる施設は、区域に応じて、それぞれ次に掲げる施設とする。

#### 【A地区】

- ① 主として流通業務地区内の施設の従事者等（従業員及び地区内施設への来訪者のことをいう。）の福利厚生の実充又は利便性の向上を図るための施設
- ② 主として流通業務地区内の流通業務を支援する展示交流施設、情報施設、会議研修施設、業務支援施設
- ③ その他公益上やむを得ないと認められる施設

#### 【B地区】

- ① 主として流通業務地区内の施設の従事者等（従業員及び地区内施設への来訪者のことをいう。）の福利厚生の実充又は利便性の向上を図るための施設
- ② 主として流通業務地区内の流通業務を支援する展示交流施設、情報施設、会議研修施設、業務支援施設
- ③ 物流関連施設を併設する工場（廃棄物の処理に供する施設を除く。）であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（る）項第一号に掲げる工場以外のもの
- ④ 危険物の保管の用に供する施設であって、準工業地域で建設できる施設
- ⑤ 調整池又は農業用水池の利活用、維持管理、保全に必要な施設
- ⑥ その他公益上やむを得ないと認められる施設

#### 【C地区】

- ① 調整池又は農業用水池の利活用、維持管理、保全に必要な施設
  - ② その他公益上やむを得ないと認められる施設
- (3) 上記に掲げるもののほか、既存不適格施設の増設、改築又は用途の変更については、次に掲げる事項の全てに該当する場合に限り、許可をするものとする。
- ア 既存不適格施設の増設又は改築が基準日における当該施設に係る敷地内におけるものであること。
- イ 増設後の既存不適格施設の規模又は面積が、基準日における規模又は面積の1.2倍を超えないこと。
- ウ 増設後の既存不適格施設における3の審査基準第2号に適合しない施設に係る部分の規模又は面積が、基準日における当該部分の規模又は面積の1.2倍を超えないこと。
- エ 審査基準に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、既存不適格施設の増設後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準日におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。
- オ 用途の変更（法第5条第1項各号及び3の審査基準第2号に掲げる施設への用途の変更を除く。）を伴わないこと。

### 4 標準処理期間

14日以内

